

4 キャリア支援センターの開設

「札幌市立大学学則」（平成18年学則第1号）第16条第2項の規定に基づき、「公立大学法人札幌市立大学キャリア支援センター規則」（平成20年規則第2号）を制定し、キャリア支援に係る改善・充実、方策等を実施する組織として、平成20年4月にキャリア支援センターを開設した。

平成20年度のキャリア支援センターは、デザイン学部長、看護学部長、デザイン学部キャリア支援委員会委員長、看護学部キャリア支援委員会委員長及び事務局次長の5名によって構成した。

【目的】

センターは、札幌市立大学の教育理念に基づき、学生のキャリア支援に係る改善・充実、方策等を実施することを目的とする。

【業務】

- 1) 学生の進路に関する事項
進路相談（大学院説明会等）、就職相談（就職ガイダンス、公務員試験対策、資格試験対策等）、
国家試験対策支援（看護学部）、企業開拓（企業訪問、PR活動等）等
- 2) デザイン学部及び看護学部の各学部キャリア支援委員会の連絡調整に関する事項
- 3) その他キャリア支援に関する事項

5 認定看護管理者制度サードレベル教育課程の開講

急速な社会変化に対応する医療・看護サービスの質向上を担う看護管理者育成を目的として(社)日本看護協会が認定する認定看護管理者制度サードレベル教育課程を、全国で4番目、北海道では唯一の教育機関として平成20年8月に開講した。

教育理念としては、多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対する質の高い組織的看護サービスを提供することを目指し、一定の基準に基づいた看護管理者を育成する体制を整えることにより、看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与し、保健医療福祉に貢献することを目的としている。

具体的には、社会が求めるヘルスケアサービスを提供するために看護の理念を掲げ、それを具現化するために必要な組織を構築し、運営して行くことのできる能力の拡大と看護事業の起業・運営に必要な経営管理に関する知識・技術・態度の修得を目指す。

平成20年度は、札幌市内や道外の医療機関の看護部長や大学院修士号取得者10名が、平成20年8月25日から平成21年1月30日の期間に「保健医療福祉政策論」、「保健医療福祉組織論」、「経営管理論」及び「経営者論」等を39日間（8週間）・12単位・210時間受講した。